

多可町森林・林業ビジョン策定業務特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、多可町（以下、「甲」という。）が発注する「多可町森林・林業ビジョン策定業務」（以下、「本業務」という。）の業務委託において、受託者（以下、「乙」という。）が遵守及び準拠すべき主要事項を示すものである。尚、本特記仕様書に定めのない事項は、委託契約約款によるものとする。

2. 目的

多可町では、これまでも森林の様々な恵みを次世代に引継ぎ、活用していくため、総合的・計画的に施策を展開し、森林の適正な管理と林業の振興を図ってきた。しかしながら、人工林における管理放棄森林の増大、高齢林化、担い手不足等、多くの課題を有し、適正な管理が実施されているとは言いがたい現状にある。また、令和元年度から森林環境譲与税の譲与及び森林経営管理法が施行され、これまで以上に多可町が主体的に森林・林業施策に取り組み、健全で次世代に引き継げる森林管理を実施していく必要がある。

このため、多可町の森林・林業の現況と課題を踏まえたうえで、森林の健全化や林業の振興、または、それらによる地域の活性化に向けた基本的な方針を策定するとともに、今後進めるべき施策を定めることとする。

3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月10日まで

4. 業務の内容

(1) 概要

- ①「多可町森林・林業ビジョン」（以下「ビジョン」）の策定にあたっては、多可町の地域特性や森林・林業を取り巻く状況など、グローバルかつ多角的な視点から、100年後の多可町を見据えた計画として策定する。
- ②「多可町総合計画」、「バイオマスタウン構想」「多可町地域防災計画」等と既存の計画と整合を図るものとし、平成27年度に策定した「多可町森林・林業再生ビジョン2015」を後継計画として策定する。なお、令和元年度に多可町で検討した「多可町の森林・林業ビジョン素案」を、参考図書として貸与する。
- ③新たな施策については、森林環境譲与税の税額や兵庫県の既存事業等を踏まえ、効果的な施策展開が可能となるよう策定する。
- ④森林整備等の川上側だけでなく、地域の木材業等の川中・川下側、または、地域団体やボランティア等多可町に在中するすべての森林・林業に関わる個人や団体を網羅したビジョンとする。

(2) 実施事項

- ①森林・林業の現状と課題の整理、分析
 - ◇多可町、兵庫県、全国における基礎データ
 - ◇参考事例や関連法規
 - ◇既存の施策
 - ◇他地域における参考施策

- ◇関係事業者や識者へのヒアリング
- ◇町内各区別の分析、評価
- ②基本方針の策定
 - ◇100年後等長期を見据えた将来像の提示
 - ◇30年後等中期の基本方針、整備目標の策定
 - ◇ゾーニングの設定
- ③実現手法の検討と基本施策の提示
 - ◇森林環境譲与税及び森林経営計画に即した取り組み
 - ◇既存施策との役割区分及び既存施策の拡充等の提示
 - ◇地域材の利活用の仕組みづくり
 - ◇林地台帳の整備方針
 - ◇担い手対策
 - ◇地域住民や団体への支援策
- ④整備計画案の策定
 - ◇基本施策に基づく整備計画案の作成
- ⑤ビジョン策定検討会議
 - ◇別に指定する委員（10名程度）による検討会議の開催（3回開催予定）

（3）業務委託成果品の提出

本業務の成果品を以下のとおり作成することとする。

- ①業務報告書5部及び概要版10部
- ②町民及び関係団体向けパンフレット（原稿）
- ③上記①、②の報告書等を電子化したもの（CD-ROM） 2枚

5. 打ち合わせ等

- （1）乙は、本業務の実施にあたり、事前に甲と打ち合わせを行い、円滑に業務を遂行するものとする。なお、打合せに要する旅費等の必要経費は、委託金額に含まれるものとする。
- （2）乙は、打ち合わせ事項その他について後日確認が出来るよう、確認事項・立会人・内容等の明細を記載した打ち合わせ簿を速やかに作成し、甲・乙相互に確認するものとする。
- （3）企業等のヒアリングに関しては、あらかじめ甲と十分協議を行い、進めるものとする。

6. 責任者の設置

（1）業務責任者

乙は、本件業務に関して、業務責任者を定めるものとし、業務責任者は、森林機能、林業、木材、木材業など森林、林業の総合的な森林政策に関する知見と経験及び実績を有するものとする。

（2）業務担当者

乙は、各分野に業務担当者を定めるものとし、業務担当者は、各分野に関する専門的な知見を有し、本業務策定に関する実施企画を経験したものとする。

7. 業務計画書

- （1）乙は、契約締結後、速やかに甲と協議して作業計画をたて、業務計画書（細部計画及び組織表、実施体制を含む）及び実施工程表を作成し、甲の承認を受けるものとする。

(2) 組織表には、各作業の分担責任者及び担当者を定め、経歴書及び取得免許を明記するものとする。

8. その他

業務実施に際して、書類相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①特記仕様書
- ②公募要領に関する質問及び回答
- ③公募要領
- ④事業者提案等

ただし、①又は②の記載と③の記載との間に齟齬がある場合、原則として、①又は②の記載が優先するものとするが、事業者提案等に記載された内容が応募要領に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が応募要領の記載に優先するものとする。なお、同一順位の書類間に内容の齟齬がある場合には、甲が事前に乙と協議した上で、その優先関係を判断するものとする。